

川崎市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱

平成 22 年 4 月 1 日
22 川ま情第 119 号
市 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、川崎市が目指す震災に強いまちづくりに向け、川崎市木造住宅耐震診断士を派遣し、耐震診断を実施することにより、地震に対する建築物の安全性に関する意識の啓発、耐震診断に関する知識の普及及び耐震改修の実施の促進を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 診断士 市長が川崎市木造住宅耐震診断士として登録を行った者をいう。
- (2) 住宅など 一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅（店舗等の非住宅部分が延べ面積の 2 分の 1 以下である併用住宅を含む。）をいう。
- (3) 耐震診断 「木造住宅の耐震診断と補強方法（国土交通省住宅局建築指導課監修・財団法人日本建築防災協会発行）」に基づく一般診断により、住宅などの耐震性を判定することをいう。

(診断士の登録等)

第 3 条 診断士の登録及び業務について必要な事項は、まちづくり局長が別に定める。

(対象建築物)

第 4 条 川崎市木造住宅耐震診断士派遣事業（以下「事業」という。）の対象となる建築物は、木造在来工法で建築された平屋建て又は 2 階建てのもので、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅などとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、事業の対象としない。

- (1) 法人が所有するもの
- (2) 共有する場合、過半の所有が法人であるもの
- (3) 部分的に耐震診断を行うもの
- (4) 旧川崎市木造住宅耐震診断助成金交付要綱（平成 9 年 9 月 1 日施行、平成 17 年 3 月 31 日廃止）により助成金の交付を受けたもの
- (5) 旧木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱（17 川ま指第 411 号。以下「旧要綱」という。）による耐震診断を受けたもの
- (6) 本要綱による耐震診断を受けたもの

(事業内容)

第5条 市長は、前条に規定する事業の対象となる建築物の所有者に対し、当該建築物の耐震診断を実施するにあたり診断士の派遣を行う。

2 前項の派遣の費用については、川崎市の負担とする。

(申請手続き)

第6条 第4条に規定する事業対象建築物の耐震診断を受けようとする建築物の所有者(以下「申請者」という。)は、川崎市木造住宅耐震診断申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(診断士の派遣の決定)

第7条 市長は、前条に規定する診断申請書を受理したときは、申請の内容を審査し、適正であると認められるときは、診断士の派遣を決定し、川崎市木造住宅耐震診断士派遣決定通知書(第2号様式)をもって、その旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により診断士の派遣の決定を通知する場合、当該診断士の派遣について条件を付することができる。

3 市長は、第1項による審査の結果、診断士を派遣しないことを決定したときは、川崎市木造住宅耐震診断士の派遣を行わない旨の通知書(第3号様式)をもって、その旨を申請者に通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定による通知書の内容に変更が生じたときは、速やかに申請者にその内容を通知するものとする。

(診断士による耐震診断)

第8条 市長は、前条第1項により診断士の派遣を決定したときは、45日以内に診断士に耐震診断を行わせるものとする。

(診断結果の説明)

第9条 市長は、前条の耐震診断が完了したときは、速やかにその結果を申請者に説明するものとする。

(耐震診断の実施の辞退)

第10条 第7条第1項の規定により通知を受けた者(以下「派遣対象者」という。)は、事情により耐震診断の実施を辞退するときは、川崎市木造住宅耐震診断辞退届(第4号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

2 派遣対象者は、その通知の内容又は付された条件に不服があるときは、30日以内に川崎市木造住宅耐震診断辞退届を市長に提出し、耐震診断の実施を辞退することができる。

(診断士の派遣の取消し)

第11条 市長は、派遣対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、診断士の派遣を取消すものとする。この場合においては、川崎市木造住宅耐震診断士派遣決定取消し通知書(第5号様式)をもって申請者に通知するものとする。

(1) 虚偽の申請その他の不正な行為により第7条第1項の通知を受けたとき。

(2) 45日以内に正当な理由なく耐震診断に着手できないとき。

(3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(委託業務)

第12条 市長は、本業務の一部を委託することができる。

(委任)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、まちづくり局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 旧要綱第5条の規定による申請手続きは、耐震診断の実施がこの要綱の施行の前である建築物に係るものを除き、第6条の規定によりなされた手続きとみなす。

川崎市木造住宅耐震診断申請書

平成 年 月 日

（あて先）川 崎 市 長

川崎市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱の規定に基づく耐震診断を受けたいので申請します。なお、この申請に必要な家屋に関する情報について、関係部局に照会を行うことに同意します。

申請者 〔建物所有者〕	住 所 ふりがな	印
	氏 名 自署によるものであれば、押印を省略できます。	
	電 話 ()	
届出人	申請者と同一の場合は記入不要です。	
建物 所在地	申請者の住所と建物所在地が異なる場合は記入してください。	
対象 建築物	以下の全てに該当することが制度対象条件です。 昭和56年5月31日以前に着工 建築年を御記入下さい。昭和 年 増築年を御記入下さい。昭和 年 平成 年 木造2階建て以下（一部鉄骨造等の混構造は対象外） 住宅（店舗等が1/2以内である場合を含む） 在来工法（ツーバイフォー工法・パネル工法は対象外）	
対象建築物であるか不明な場合、また、制度の内容についての問合せは、下記まで御連絡下さい。なお、申請は下記住所への郵送でも受付けています。 〒210-8577 川崎区宮本町1番地 川崎市 まちづくり局 指導部 建築監察課 建築防災担当 TEL：044-200-3017		受 付

川崎市指令 第 号
平成 年 月 日

川崎市木造住宅耐震診断士派遣決定通知書

様

川崎市長

平成 年 月 日受付けの川崎市木造住宅耐震診断申請について、診断士の派遣を行うことを決定しましたので、次のとおり通知します。

1 申請建築物

所在地 川崎市 区
申請者住所
申請者氏名

2 診断条件

- (1) 本通知日から45日以内に耐震診断を受けてください。45日以内に耐震診断に着手できない場合は、診断士の派遣を取消す場合があります。
- (2) 川崎市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱の規定をお守りください。
- (3) 本通知後、下記の川崎市木造住宅耐震診断士より電話連絡がありますので、診断日について調整してください。

ふりがな 診断士	
氏名	
診断士 事務所名	
診断士 連絡先	

3 耐震診断の実施の辞退

本通知の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、30日以内に川崎市木造住宅耐震診断辞退届（第4号様式）を市長に提出し、耐震診断の実施を辞退することができます。

川崎市指令 第 号
平成 年 月 日

川崎市木造住宅耐震診断士の派遣を行わない旨の通知書

様

川崎市長

平成 年 月 日受付けの川崎市木造住宅耐震診断申請について、診断士の派遣を行わないことを決定しましたので、次のとおり通知します。

- 1 申請建築物
所在地 川崎市 区
申請者住所
申請者氏名
- 2 診断士の派遣を行わない理由

川崎市木造住宅耐震診断辞退届

平成 年 月 日

(あて先)川 崎 市 長

平成 年 月 日付け川崎市指令 第 号をもって診断士の派遣決定を受けた建築物について、耐震診断の実施を辞退したいので届け出ます。

(耐震診断を辞退する理由)

氏名

印

受 理 欄

川崎市指令 第 号
平成 年 月 日

川崎市木造住宅耐震診断士派遣決定取消し通知書

様

川崎市長

川崎市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第11条の規定により耐震診断士派遣決定を取消しましたので、次のとおり通知します。

1 申請建築物

所在地 川崎市 区

申請者住所

申請者氏名

2 耐震診断士派遣決定の通知番号

(平成 年 月 日 川崎市指令 第 号)

3 耐震診断士派遣を取消す理由